

## 三芳町防犯のまちづくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくり（地域社会における犯罪を起こさせにくい環境の整備をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、町、住民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、住民等の防犯意識の高揚と地域における自主的な防犯活動の促進を図り、もって安心して住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 町内に居住し、又は在勤し、若しくは在学する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 町内に所在する土地若しくは建物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 地域防犯活動団体 行政連絡区、自治会その他町内において防犯のまちづくりに関する活動をする団体をいう。
- (5) 住民等 住民、事業者、土地建物所有者等及び地域防犯活動団体をいう。
- (6) 関係機関 国、埼玉県、町の区域を管轄する警察署その他防犯に関する業務を行う公的機関をいう。

### (基本理念)

第3条 町、住民等は、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもと、役割を分担し、相互に連携協力をしながら防犯のまちづくりを推進するものとする。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 防犯に対する意識の啓発
- (2) 住民等による自主的な防犯活動に対する支援
- (3) 防犯を目的とする環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりの推進のために必要な事項

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町の区域を管轄する警察署と調整を

図るとともに、住民等の意見を反映させるよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、自らが安全に心掛け、地域の自主的な防犯活動を推進するとともに、町が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講じ、地域の自主的な防犯活動を推進するとともに、町が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念に基づき、その土地又は建物その他の工作物に係る安全確保のための必要な措置を講じ、地域の自主的な防犯活動を推進するとともに、町が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第8条 町は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町、住民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

2 町は、防犯のまちづくりに関する施策を推進するに当たっては、関係機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

3 前項に基づき町は、関係機関から、住民への影響が懸念される犯罪情報を得たときは、速やかに注意喚起その他住民の安全確保に向けた対策を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年5月1日から施行する。